



2025年4月1日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

運用報告書の電子交付に係る 信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「1. 対象ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り信託約款に所要の変更を行いますので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具



三井住友DSアセットマネジメント

記

1. 対象ファンド

弊社を委託者とする国内籍全ファンド（マザーファンドを含みます。）（2025 年 4 月 1 日時点）

※三井住友マネー・リザーブ・ファンド（三井住友 M R F）および上場投資信託（E T F）は除きます。

2. 変更内容および変更理由

今般の「投資信託及び投資法人に関する法律」等の改正（2025 年 4 月 1 日施行）に伴い、以下の通り信託約款の記載変更を行います。

【運用報告書を交付するファンド】

変更前	変更後
（<u>運用報告書に記載すべき事項の提供</u>） 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>運用報告書の交付</u>に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。<u>この場合において、委託者は、運用報告書を交付したもの</u>とみなします。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>運用報告書の交付の請求</u>があった場合には、<u>これを交付するものとします</u>。 ※ 1	（<u>運用状況に係る情報の提供</u>） 第●条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める<u>事項に係る情報を電磁的方法により提供</u>します。 ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から<u>前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求</u>があった場合には、<u>当該方法により行うものとします</u>。

※ 1 字句の相違等、本記載に準ずるものを含みます。

【運用報告書を交付しないファンド】

変更前	変更後
【運用報告書の交付】 ※ 2 第 ● 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>運用報告書を交付</u>しません。 ※ 3	【運用状況に係る情報】 第 ● 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める<u>事項に係る情報を提供</u>しません。

※ 2 （運用報告書）と記載されているものを含みます。

※ 3 字句の相違等、本記載に準ずるものを含みます。

3. 信託約款変更日

2025年 4 月 1 日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

[受付時間] 午前 9 時～午後 5 時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。



三井住友DSアセットマネジメント